

V 役員の変更

1 役員変更等の届出（法第23条）

NPO法人は役員の名、住所等に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。この場合の「変更」とは、(1)新任、(2)再任、(3)任期満了、(4)死亡、(5)辞任、(6)解任、(7)住所又は居所の変更、(8)改姓又は改名が該当します。

*「新任」について

新たな者が役員に就任する場合を指します。それまでの理事が監事になる場合及びそれまでの監事が理事になる場合も新任の扱いとなりますので注意してください。提出書類は下表の①～④となります。

*「再任」について

任期満了による役員改選において、すべての役員が再任された場合も届出が必要です。

(再任は、任期満了と同時に再任された場合であり、定款に役員任期に関する伸長規定がない等の理由により、役員任期期間に空白期間が生じる場合には「新任」の扱いとなります。)

また、登記されている役員が再任された場合、登記事項に変更がなくとも任期ごとに重任登記が必要となります。

(1) 提出書類

	提出書類	届出事項		提出部数	手引き参照頁
		新任	左記以外		
①	役員変更等届出書（様式第3号）	○	○	1	V-2～3
②	変更後の役員名簿	○	○	2	II-19
③	各役員が <u>特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと*</u> 及び <u>同法第21条の規定に違反しないこと**</u> を誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	○	/	1	II-20
④	役員の住所又は居所を証する書面（ <u>住民票の写し</u> ） ・届出日前から6か月以内に作成されたもの ・市町から交付された原本（ <u>コピー不可</u> ） ・マイナンバーの記載のないもの	○	/	1	/

③：*役員欠格事由に該当しないこと**役員親族等の排除規定に違反しないこと

④：住民基本台帳法の適用に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する官公署が交付する書面（外国語で作成された書面の場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付）

(2) 提出方法：郵送又は持参

*事業報告書に年間役員名簿を添付したことで役員変更届を行ったことにはなりません。

*登記されている理事の名や住所等に変更があった場合は、登記が必要となります。

(再任された役員の重任登記を含む)

役員変更等届出書（様式第3号）記載例

※県ホームページ【ふじのくにNPO】からダウンロードしてください。

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

役員変更等届出書

平成〇年〇月〇日

静岡県知事 〇〇 〇〇 様

主たる事務所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名 代表理事 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
		※次頁の記載例を参照		

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役名の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）の届出にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面
- 4 変更後の役員名簿は、副本1部を併せて提出すること。ただし、所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、この限りでない。

* 役員変更等届出書の表部分の記入例

1 新任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日	新任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 任期満了と新任（理事から監事に役名変更の場合）

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日	任期満了	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
平成〇年〇月〇日	新任	監事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 任期満了に伴い退任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日	任期満了	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

3 任期満了と同時に再任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日	再任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

4 任期途中の辞任と補欠としての新任、増員としての新任

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日	辞任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
平成〇年〇月〇日	新任（補欠）	理事	清水 太郎	富士市〇〇町〇丁目〇番〇号
平成〇年〇月〇日	新任（増員）	理事	島田 一子	沼津市〇〇町〇丁目〇番〇号

5 住所変更と改姓

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日	住所変更	理事	清水 太郎	静岡市葵区△△町〇〇番地
平成〇年〇月〇日	改姓	理事	山田（静岡） 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

（注1）改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を、括弧を付して併記すること。

（注2）「住所又は居所」の欄には、住民票の写し（又は住所又は居所を証する官公署が交付する書面）によって証される住所を記載すること。

（注3）変更年月日

総会等定款で定められた手続による承認日、ただしその際就任日が決められている場合は就任日となる。